

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

畜産課

○ 地域森林計画の決定

林政課

○ 地域森林計画の変更

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【人事委員会】

○ 職員団体の登録の取消し

人事委員会

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

”

”

目次

担当課（室）

平成28年1月19日 岡山県公報 第11753号

◎岡山県告示第二十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部高病原性鳥インフルエンザ養鶏農家支援緊急対策事業補助金の項を次のように改める。

高病原性鳥インフルエンザ養鶏農家支援緊急対策事業補助金	高病原性鳥インフルエンザの発生により経営に著しい影響を受けた養鶏農家の経営の再開及び安定	高病原性鳥インフルエンザの病原性により汚染し、又は汚染したおそれのある物品の所有者で、当該物品を焼却し、又は埋却したものを	高病原性鳥インフルエンザの病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある物品の焼却又は埋却に要した費用の二分の一以内
-----------------------------	--	---	---

平成28年1月19日 岡山県公報 第11753号

され、	が禁止	移動等	畜等の	より家	規定に	十條の	号)第	第四十	県規則	年岡山	三十一	(昭和	行細則	防法施	染病予	家畜伝	項及び	条第一	三十二	号)第	十六	第百六	年法律	二十六	(昭和	防 法	染病予	家畜伝
																				補填	る費用の増加額の	しくは処分に要す	他の保管、輸送若	額又は飼料費その	に係る売上の減少	きん及び家きん卵	制限に起因する家	移動等の禁止又は
																									分の十以内	費用の増加額の十	売上の減少額又は	

の め る も	当 と 認	事 が 適	の 他 知	た 者 そ	限 さ れ	又 は 制

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成二十八年四月一日以降十年間における高梁川下流森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成28年1月19日 岡山県公報 第11753号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字壺町八〇―一、八五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市西区井吹台東町二丁目一 二―一〇〇八号

富岡 敦男

三 許可番号

岡山県指令建指第二七六号

◎岡山県人事委員会公示第一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第六項の規定により、次の職員団体の登録を取り消した。

平成二十八年一月十九日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

職員団体の名称

取消しの日

矢掛町職員組合

平成二十八年一月十二日

◎岡山県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

岡山維新の会

片山 虎之助

赤澤 幹 温

岡山市北区富田町二一五一一サンジェルマン富田町二〇一

○

平成二七・一二・一四

自由民主党岡山県浅口市・浅口郡第一支部

渡辺 知 典

中務 光 海

浅口市金光町大谷二四八五―八

○

二二・二二

自由民主党岡山県岡山市第二十二支部

柳 井 弘

坪井 ゆう子

岡山市北区西古松二三七―一二六

○

二二・二八

自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡

山本 雅 彦

竹内 久 夫

津山市南新座三四

○

二二・四

第三支部

自由民主党真庭支部

河野 慶 治

岡本 康 治

真庭市久世二六三八―一〇一

○

二二・二二

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

1 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
（第一号）

公職の候補者の氏名及び公職
の種類（第二号）

届出年月日

小野田きみ後援会

橋本 岳

矢吹 彰 康

岡山市北区丸の内一七―二二サク

衆議院議員

小野田 紀 美、参議院議員

平成二七・一二・二

シード丸の内四F

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類（第一号）

届出年月日

幸福実現党岡山県
参議院選挙区支部

田部雄治

田部雄治

岡山市北区野田二一三八一九〇三

参議院議員

平成二七・一二・七

3 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

たなべ雄治後援会

山下光治

山下光治

岡山市北区野田二一三八一九〇三

平成二七・一二・七

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

維新の党岡山県総支部 高井 崇志 主たる事務所の所在地 岡山市北区野田二一七一ニブチブル 岡山市北区富田町二一五一一サンジェル 平成二七・一二・二一

野田一〇一 マン富田町二〇一

代表者の氏名 高井 崇志 片山 虎之助

会計責任者の氏名 井上 信也 赤澤 幹温

自由民主党岡山県バス 小嶋 光信 主たる事務所の所在地 岡山市北区富吉五三〇一八 岡山市中区藤原二五岡山県自動車会館内

支部 羽原 富夫 黒川 正博

日本のこころを大切に 千田 昌寛 政治団体の名称 日本を大切に 次世代の党岡山県議会第一支部

する党岡山県議会第一支部 会第一支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

維新の党・新風岡山県 田尻 雅昭 代表者の氏名 田尻 雅昭 武山 和代 平成二七・一二・一六

本部 田尻 雅昭

会計責任者の氏名 田尻 雅昭

谷本有造後援会 石黒 誠 野添 ゆかり 武山 和代

萩原誠司後援会 池田 篤 平尾 孝之 小山 聡

異動年月日 一二・一〇

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年一月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

維新政党・新風岡山県本部

田尻雅昭

平成二七・一二・一六

井本ふみひろ後援会

右遠久

一二・二〇

敬友会

古松研三

一二・一七

高橋ぜんこう後援会

原太久茂

一二・一〇

ほっとけん岡山

林和弘

一二・一四

ますなが市郎を支援する会

片山幸昌

〃